

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年6月15日（平成30年（行情）諮問第263号）

答申日：平成30年11月5日（平成30年度（行情）答申第307号）

事件名：平成29年度北海道地方最低賃金審議会第3回北海道最低賃金専門部
会議事録等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年度北海道地方最低賃金審議会第3回北海道最低賃金専門部
会議事録」及び「平成29年度北海道地方最低賃金審議会第4回北海道最
低賃金専門部会議事録」（以下、併せて「本件対象文書」という。）につ
き、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきと
する部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律
（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、北海道労働
局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年3月8日付け29北労行
開第49号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）につい
て、その不開示部分の一部の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載
によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

「不開示とした部分とその理由」のうち、「議事録の委員意見につい
て、率直な意見交換が損なわれるおそれがある」として不開示とされて
いる。具体的には、別紙に掲げる箇所などを指していると思われる。こ
れらは、労使委員が具体的金額を述べた部分と思われるが、すでに新た
な北海道最低賃金額は決定しており、かつての議論を覆すことはないし、
また、次年度の意見交換に影響を及ぼすおそれもない。なお、地方最低
賃金審議会の議事録については全国調査を行っているが、このような理
由で不開示とした局はいまのところ他にない（例示は省略）。したがっ
て、別紙に掲げる箇所は開示すべきである。

（2）意見書（添付資料は省略）

下記第3の3（2）不開示部分のうち④について、不開示情報該当性

は下記第3の3(3)エの理由が挙げられています。そして、請求人である私の主張については、下記第3の3(5)で否認しています。

しかし、具体的な金額審議中の金額を開示したとしても、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に行われるおそれはありません。

なぜなら、北海道からほど近い青森ならびに秋田の専門部会の議事録を添付しますが、どちらにも具体的な金額は開示されているためです。しかも、青森は公開用の議事要旨であり、公開を前提として金額が記載されます。青森や秋田においては開示されるが、北海道においては不開示にされるのであれば、それは国の機関として一貫性がないことを示しており、主張に破綻を来します。

したがって、最低賃金額の途中の具体的な金額についても開示すべきです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求人」という。）は、平成30年2月26日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「2017年度最低賃金の決定に関わる地方最低賃金審議会（専門部会等も含む）の議事録と審議会委員の名簿。ただし、特定最低賃金のみに関わる審議会のものは含まない。」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、平成30年3月8日付け29北労行開第49号により、原処分を行ったところ、請求人はこれを不服として、同年3月19日付け（同月3月20日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において法5条1号、2号イ、4号及び5号の規定に基づき、その一部を不開示としたところであるが、原処分で不開示とした部分のうち、下記3(4)に掲げる部分を新たに開示することとし、その余については、原処分を維持することが妥当であると考え

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件開示請求は、2017年度に開催された北海道地方最低賃金審議会の議事録（専門部会等も含む）と審議会名簿（特定最低賃金のみに関わる審議会のものは除く。）に関して行われたものであり、①平成29年度北海道地方最低賃金審議会の議事録（専門部会を含む。）、②平成

29年度北海道地方最低賃金審議会名簿（第47期）を本件対象行政文書として特定した。

ア 地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）における審議について

審議会の審議に関する事項については、最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号。以下「審議会令」という。）に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

（ア）審議会は、最低賃金の決定又はその改正についての調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない（最賃法25条第2項）

（イ）審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く（最賃法第25条5項）

イ 審議会の委員について

審議会の委員に関する事項については、最賃法及び審議会令に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

（ア）審議会は、労働者を代表する委員（以下「労働者代表委員」という。）、使用者を代表する委員（以下「使用者代表委員」という。）及び公益を代表する委員各同数をもって組織する（最賃法22条）

（イ）審議会の委員は、都道府県労働局長（以下「局長」という。）が任命する（最賃法23条1項）

（ウ）局長は、審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない（審議会令3条1項）

（エ）審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員については、推薦がなかった場合を除き、推薦があった候補者のうちから任命する（審議会令3条2項）

（2）不開示部分について

平成29年度北海道地方最低賃金審議会の議事録（専門部会を含む。）

- ① 個人の氏名及び所属事業場名
- ② 参考人の氏名、所属事業場名及び役職
- ③ 審議会委員の署名
- ④ 最低賃金の改定額の審議に関する情報であって率直な意見の交換が損なわれるおそれがある情報

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号に該当する部分

上記3(2)のうち、①個人の氏名及び所属事業場名、②参考人の氏名、所属事業場名及び役職、並びに③審議会委員の署名については、特定の個人を識別できる情報に該当し、かつ、法5条1号ただし書に規定されている情報にも該当しないことから不開示情報に該当するため。

イ 法5条2号イに該当する部分

上記3(2)のうち、②参考人の氏名、所属事業場名及び役職については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の経営上の利点や弱点を把握されるなど、当該法人の正当な利益を損なうおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当するため。

ウ 法5条4号に該当する部分

上記3(2)のうち、③審議会委員の署名については、公にすることにより、偽造悪用されるなど、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第4号の不開示情報に該当するため。

エ 法5条5号に該当する部分

上記3(2)のうち、④最低賃金の改定額の審議に関する情報については、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報については、法5条5号の不開示情報に該当するため。

(4) 新たに開示する部分

本件対象行政文書内に記載されている、過去の審議会委員の氏名については、原処分において不開示とされていたが、すでに公になっている情報であることから、法5条各号に規定する不開示事由に該当しないため、開示することとする。

(5) 請求人の主張

請求人は、審査請求書の中で、「不開示部分については、労使委員が具体的金額を述べた部分と思われるが、すでに新たな北海道最低賃金額は決定しており、かつての審議を覆すことはないし、また、次年度の意見交換に影響を及ぼすおそれもない。なお、地方最低賃金審議会の議事録については全国調査を行っているが、このような理由で不開示とした局はいまのところ他にない」等と主張しているが、不開示情報該当性については、上記(3)で示したとおりであることから、請求人の主張は

認められない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記3（4）で開示することとした部分については新たに開示し、その余の部分については、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年6月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月28日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同日 | 審議 |
| ⑤ | 同年9月6日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年11月1日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「2017年度最低賃金の決定に関わる地方最低賃金審議会（専門部会等も含む）の議事録のすべてと審議会委員の名簿。ただし、特定最低賃金のみに関わる審議会のものはない。」の開示を求めらるるものであり、処分庁は、①平成29年度北海道地方最低賃金審議会（本審第1回ないし第5回、専門部会第1回ないし第5回、運営小委員会第1回ないし第2回）の議事録、②平成29年度北海道地方最低賃金審議会名簿（第47期）を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、別紙の不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、当該不開示部分は不開示とすることが妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとする部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

（1）諮問庁は、法5条5号該当性について、理由説明書（上記第3の3（3）エ）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 最低賃金の改定額の審議に関する情報については、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号の不開示情報に該当する。

イ 別紙に掲げる不開示部分については、最低賃金の金額を固める過程についての情報として、上記アの理由により、不開示とするものであ

る。

- (2) 最賃法10条1項では「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。」と定められており、また、最賃法22条では「最低賃金審議会は、政令で定めるところにより、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。」と定められていることから、審議会においては、労働者代表委員、使用者代表委員それぞれが要求する最低賃金の引上げ額を提示しながら審議が進められることが、制度上当然に予定されているものと認められる。
- (3) また、本件開示請求があった時点では、平成29年度北海道地方最低賃金審議会及び北海道最低賃金専門部会における審議は終結しており、平成29年度の北海道における地域別最低賃金の額は確定して平成29年10月1日から発効している。
- (4) さらに、当審査会において、審査請求人から提出された意見書に添付された秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会の議事録を確認したところ、最低賃金の金額を固める過程についての情報が記載されており、その中で労側及び使側それぞれが提示した引き上げ額も開示されており、また、当審査会事務局職員をして、平成29年度における地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の議事録について確認させたところ、鹿児島労働局のウェブサイト上で公開されている「平成29年度 鹿児島地方最低賃金審議会第3回鹿児島県最低賃金専門部会 議事録」等には、最低賃金の金額を固める過程についての情報が記載されており、その中で労側及び使側それぞれが提示した引き上げ額も公開されている。
- この点につき、本件審議会において、上記のように議事録を公表している審議会にはない特別な事情があるかどうかについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたが、諮問庁からは特段の説明はされていない。
- (5) 上記(2)ないし(4)から、不開示部分を公にしても、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

したがって、別紙の1及び2は、法5条5号の不開示情報には該当せず、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人

が開示すべきとする部分は、同号に該当しないと認められるので、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 1 平成29年度北海道地方最低賃金審議会第3回北海道最低賃金専門部会議事録の4頁不開示部分及び8頁5行目10文字目ないし17文字目。
- 2 平成29年度北海道地方最低賃金審議会第4回北海道最低賃金専門部会議事録の2頁，4頁及び5頁不開示部分。